「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

建築物事業登録営業所講習会資料

(建築物飲料水貯水槽清掃業)

平成27年度



▼ 東京都健康安全研究センター

目 次

第	1章	t 建築物衛生法*に係る話題
	1	飲料水水質検査方法の改正(平成24年4月1日施行)・・・・・・3
	2	水道水質基準の改正 (平成21年度以降施行)・・・・・・・・ 4
	3	貯水槽水道の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	4	簡易専用水道の衛生管理 ・・・・・・・・・・・・・ 8
	5	特定小規模貯水槽水道等の衛生管理・・・・・・・・・・・・10
	6	関係法令(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第	2章	重 建築物事業登録制度
	1	建築物衛生法*の概要・・・・・・・・・・・・・・・・19
	2	建築物事業登録制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・23
	3	登録基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
	4	各種届出 ・・・・・・・・・・・・・・ 32
	5	立入検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第	3章	重 様式例
	1	新規・再登録申請に関する書類・・・・・・・・・・・40
	2	変更届・廃止届 ・・・・・・・・・・・・・・・52
	3	作成及び管理が必要な帳簿書類・・・・・・・・・・・・56
窓	п.	問い合わせ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

※ 本書では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称として 「建築物衛生法」を使用しています。

第1章 建築物衛生法に係る話題

- 1 飲料水水質検査方法の改正(平成24年4月1日施行)
- 2 水道水質基準の改正 (平成21年度以降施行)
- 3 貯水槽水道の区分
- 4 簡易専用水道の衛生管理
- 5 特定小規模貯水槽水道等の衛生管理
- 6 関係法令(抜粋)

1 飲料水水質検査方法の改正(平成24年4月1日施行)

飲料水水質検査の方法*が改正され、平成24年4月1日より、採水から試験開始までの期間が明確になりました。採水後速やかに試験できない場合、試料は冷暗所に保存し、一定期間内に試験を開始する必要があります。下表は主な項目の採水から試験開始までの期間です。

※ 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省告示第261号)

項目	期間
濁度、色度、pH 値、味、臭気	12 時間以内
一般細菌、大腸菌	12 時間以内(従来どおり)
消毒副生成物 ^{*1} 、塩化物イオン(イオンクロマトグラフ法)、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	24 時間以内
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	72 時間以內
重金属*2、塩化物イオン (滴定法)、蒸発残留物	2 週間以内

- ※1 消毒副生成物とはトリハロメタン類等を指し、項目や試験方法によって期間が異なるものがあります。
- ※2 重金属とは鉛、亜鉛、鉄、銅及びこれらの化合物を指します。

(留意点)

- ◎水質検査機関が期間内に検査を開始できるように依頼してください。速やかに持ち込むことのできる検査機関を探しましょう。
 - 検査機関と相談の上、採水時間や試料の運搬方法などをご検討ください。
- ◎採水の際には採水時間を記録してください。

採水者が検査を行うとは限らず、複数の人の手を渡ることが多いからです。



2 水道水質基準の改正(平成21年度以降施行)

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することが必要です。下表には、平成21年度以降における水質基準の改正内容を示しました。また、次ページには平成27年4月1日施行後の「水質基準項目と基準値(51項目)」を掲載しました。

改正時期	改正内容
	・「1,1-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止する。
H21.4.1 施行	・「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス-1,2-ジクロロ エチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更する。
	・「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」に係る水質基準を 3 mg/0以下 に強化する。
H22.4.1 施行	・「カドミウム及びその化合物」に係る水質基準を 0.003 mg/Q以下に強 化する。
H23.4.1 施行	・「トリクロロエチレン」に係る水質基準を 0.01 mg/@以下に強化する。
H26.4.1 施行	・「亜硝酸態窒素」を水質基準に追加する*。基準値を 0.04 mg/0以下と する。
	・「ジクロロ酢酸」に係る水質基準を 0.03 mg/l以下に強化する。
H27.4.1 施行	・「トリクロロ酢酸」に係る水質基準を 0.03 mg/Q以下に強化する。

※ この改正により、特定建築物が 6 月以内ごとに一回実施する飲料水の水質検査における項目は、15 項目が 16 項目になりました。また、水質検査の結果が基準に適合している場合に次回の検査で省略できる項目には該当しないので、今までの 10 項目が 11 項目になりました (P.21「建築物環境衛生管理基準等」参照)。

水質基準項目と基準値(51項目)

	項目	基準
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/@以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/&以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/Q以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/0以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/&以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/0以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/Q以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下
14	四塩化炭素	0.002mg/似下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/8以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
20	ベンゼン	0.01mg/e以下
21	塩素酸	0.6mg/似下
22	クロロ酢酸	0.02mg/以下
23	クロロホルム	0.06mg/以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/0以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/0以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/Q以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/Q以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/0以下
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/@以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下
40	蒸発残留物	500mg/l以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/0以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/0以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/@以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下
47	pH 值	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
	濁度	2 度以下

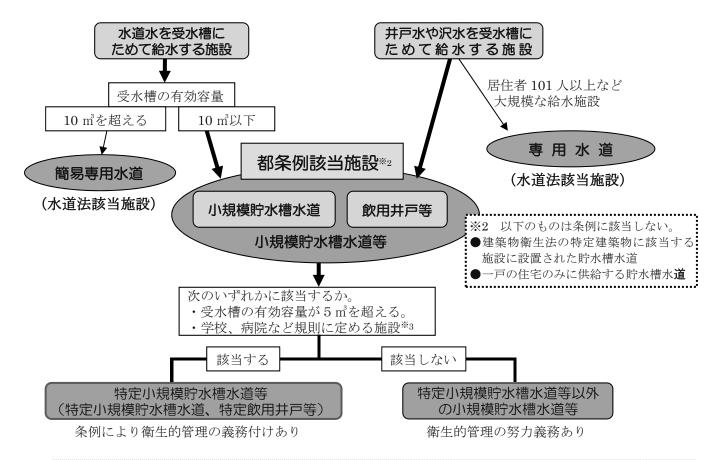
(平成27年4月1日施行)

3 貯水槽水道の区分

飲料水貯水槽の衛生管理に係る法令等には「建築物衛生法」のほか、「水道法」や「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(以下「都条例」という。)*1」があります。

下図には「簡易専用水道」、「特定小規模貯水槽水道等」など、法令等で規定されている貯水槽水道の区分を示しました。

※1 都条例の適用は八王子市・町田市を除く市町村の区域(特別区については要綱制定)



※3 規則に定める施設

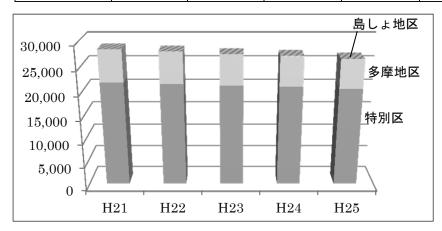
- 〇小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、主に 18 歳未満が 利用する専修学校及び各種学校
- ○病院、診療所、助産所
- ○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助)を行う施設
- ○障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ○身体障害者福祉センター
- ○助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的 障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設
- ○老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
- ○介護老人保健施設
- ○救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設
- ○認証保育所(都の認証施設)、保育室(施設基準を満たし市町村と契約締結する都補助対象施設)

【参考】東京都における貯水槽水道の施設数

「東京都の水道 平成 26 年度版」(東京都福祉保健局)より http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/suido/water/index.files/h26_tokyotonosuido.pdf

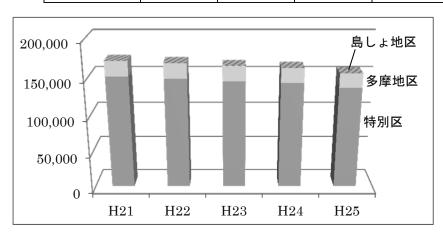
〇 簡易専用水道

	H21	H22	H23	H24	H25
特別区	21,795	21,526	21,178	20,939	20,510
多摩地区	6,655	6,451	6,320	6,190	6,061
島しょ地区	42	43	43	44	44
計	28,492	28,020	27,541	27,173	26,615



〇 小規模貯水槽水道等

	H21	H22	H23	H24	H25
特別区	151,438	149,049	145,605	143,340	137,063
多摩地区	20,499	19,976	19,559	19,203	18,694
島しょ地区	118	115	121	112	109
計	172,055	169,140	165,285	162,655	155,866



4 簡易専用水道の衛生管理

「簡易専用水道の衛生管理」(東京都福祉保健局)より http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/suido/jouhou.files/private_pamphlet_H24.pdf

必要な衛生管理

【水道法等で定められていること】

1 **厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検**(法定検査)※1 (水道法第34条の2第2項)

設置者は、**毎年1回**、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査(有料)を受けなければいけません。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。

主な検査内容は次のとおりです。

①水槽等の外観検査:水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査

②書類検査: 設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査

③水質のチェック: 給水栓における水の臭気、味、色度、濁度及び残留塩素の検査

設置者は、**検査結果を速やかに保健所に報告**してください(水道法施行細則第24条)。 また、検査機関から特に衛生上問題があるため保健所に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに施設を管轄する保健所に報告する必要があります。

なお、法定検査を受けないと罰則が適用されることがあります(水道法第54条)。 検査機関については、以下の厚生労働省ホームページを御覧ください。

(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000071300.pdf) 島しょについては、管轄する島しょ保健所各出張所にお問い合わせください。

2 衛生的な管理(水道法施行規則第55条)

設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を決め責任の所在を明確にして、次のような点について衛生管理を行ってください。

(1) 貯水槽の清掃

受水槽、高置水槽の清掃は、1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。

(2) 施設の点検等

水槽の点検を行う等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため に必要な措置*を講じなければいけません。

*「水の汚染防止の必要な措置」として、東京都では、次ページの内容をとして指導しています。

望ましい管理

※1 東京都では、建築物衛生法の適用がある簡易専用水道の当該検査は、建築物衛生法第 11 条に 基づく立入検査又は、必要な報告として徴収する建築物衛生法施行細則第5条の規定による「飲 料水貯水槽等維持管理状況報告書」の審査をもって、実施したものとみなしています。

望ましい管理

【東京都が通知により指導している内容】

簡易専用水道は多くの人が利用する施設です。東京都は、設置者に水の安全を確保するため、水道法等で定められている管理基準のほか、次のような管理を行うよう指導しています。

1 施設の点検・整備

有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、施設の点検を**月1回**行いましょう。地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検しましょう。

また、点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善・整備してください。 主な点検内容は、次のとおりです。

- ●水槽周囲の整理整とん
- ●水槽の破損・亀裂の有無
- ●マンホールの密閉・施錠
- ●オーバーフロー管、通気管の防虫網の設置
- ●水槽内部の状態



2 水質検査の実施

(1)水の状態を観察(毎日)

水の安全を確認するために、透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の 色、にごり、におい、味をチェックしましょう。

(2)残留塩素の測定(週1回)※2

専用の測定器により残留塩素の測定を行いま しょう。残留塩素が検出されなかったり、急激に 低下した場合は、水が汚染されている場合があり ます。

水の状態に異常があった場合は、管轄の保健所に相談してください。

(3) 水道法水質基準についての水質検査(年1回) ※3 年1回は水質検査を行い、安全を確認しましょう。

水質検査の項目

一般細菌、大腸菌、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、 塩化物イオン、pH値、味、臭気、色度、濁度





3 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存しましょう。施設の図面や過去の管理記録があると、施設の改修や更新をする際に大変役に立ちます。

- ※2 東京都では、特定建築物における飲料水の残留塩素濃度については、毎日、実施するよう指導 しています(P.21「建築物環境衛生管理基準等」参照)。
- ※3 建築物衛生法で定められている特定建築物に必要な検査頻度及び検査項目については、P.22 を 参照してください。

5 特定小規模貯水槽水道等の衛生管理

「小規模貯水槽水道等の衛生管理」(東京都福祉保健局)より http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/suido/syoukibo.files/small wt pamphlet.pdf

必要な衛生管理

【条例等で定められていること】

特定小規模貯水槽水道等に該当する施設は、条例等で定められた基準に従って、必要な衛生管理を行ってください。また、これに該当しない小規模貯水槽水道等も、必要な衛生管理を行うよう努めてください。

- **1 貯水槽の清掃**(条例第7条第1項第1号) 貯水槽は**1年に1回以上、定期的に**清掃してください。
- 2 施設の管理状況の検査・点検 (条例第7条第1項第2号及び第3号)

ポンプなどの水道施設の管理状況の検査を**1年に1回以上、定期的に** 行ってください。

水槽の点検を行う等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを 防止するために必要な措置を講じてください。

3 書類の保存(条例第7条第2項)

施設の点検記録、水質検査記録等の書類は作成した日から5年間は保存してください。

4 特定飲用井戸等の水質検査(条例第7条第1項第5号)

井戸水や沢水を利用している特定飲用井戸等の設置者は、安全確認のための水質検査を行う必要があります。

(1) 専門の水質検査機関で行う検査(年1回以上)

特定飲用井戸等は、次の項目について年1回水質検査を行わなければいけません。

検査項目(11項目+必要に応じた項目*)

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度



* その他、施設の周辺の状況に応じてトリクロロエチレンなど有機溶剤等の検査 を行ってください。検査項目については、最寄りの保健所に相談してください。

(2) 給水を開始するときの検査

給水を開始するときには、水道法の水質基準に掲げる項目の全てを検査してください。

望ましい管理

【東京都が通知により指導している内容】

特定小規模貯水槽水道等は多くの人が利用する施設です。東京都は、水の安全を確保するため、条例で定められている管理のほかに、設置者に対して次のような管理を行うよう 指導しています。

また、これに該当しない小規模貯水槽水道等も、望ましい管理を行うよう努めてください。

1 施設の管理状況の点検

有害物、汚水等に汚染されるのを防ぐために、**月に1回**はマンホールの施錠状況、防虫網の破損状況、水槽付近の状況等について点検を行いましょう。定期的な点検のほか、台風や地震などの影響で水質が悪くなるおそれのある場合も点検を行いましょう。

また、貯水槽の清掃をしたときは、同時に内部の点検も行いましょう。

2 水質検査

(1) 水の色・にごり・におい・味のチェック(毎日)

透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色が透明か、にごりがないか、 塩素(カルキ)臭以外の臭いがないか、変な味がしないか調べましょう。

(2)残留塩素の測定(週1回)

水道水には、様々な細菌を消毒するため、消毒薬として塩素が加えられています。

塩素は、汚れた水など細菌を多く含む水が混入すると、細菌や汚れなどにより消費され、急激にその濃度が下がります。日ごろから、 残留塩素測定をしていれば、水の汚染をいち早く発見できます。



給水栓末端で、遊離残留塩素が 0.1mg/L 以上あるかを確認しましょう。

(3)特定小規模貯水槽水道の水質検査(年1回)

特定小規模貯水槽水道の衛生確保のため、年1回専門の水質検査機関で次の項目に ついて水質検査を行いましょう。

水質検査の項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(T00)の量)、 pH 値、味、臭気、色度、濁度

3 図面の保存

施設の図面は常に保存し、事故などで必要なときに速やかに確認できるようにしましょう。

6 関係法令(抜粋)

(1) 水道法関係

[水道法]

(用語の定義)

第3条第7項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水 道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの をいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

(簡易専用水道)

- 第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。
- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところ により、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなけれ ばならない。

(検査の義務)

第34条の3 前条第2項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(改善の指示等)

第36条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で 定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易事用水道の設置者に対して、期間を定 めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示すること ができる。

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は 簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、 給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る 事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条 第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用 者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す

る。

- 九 第37の規定による給水停止命令に違反した者
- 第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

八 第34条の2第2項の規定に違反した者

第 56 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 52 条から第 53 条の 2 まで又は第 54 条から第 55 条の 2 までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

[水道法施行令]

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

[水道法施行規則]

(管理基準)

- 第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
 - 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

- 第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。
- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

[水道法施行細則]

(給水開始等の報告)

- 第23条 法第3条第7項の簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告書(別記第31号様式)により知事に報告するものとする。ただし、簡易専用水道の設置者が東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号)第33条の4第1項の規定による届出を行った場合は、この限りでない。
- 2 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道給水開始報告書に記載した事項に変更があったとき、 又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告事項変更(廃止)報告

書(別記第32号様式)により知事に報告するものとする。ただし、簡易専用水道の設置者が東京都給水条例第33条の4第2項の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

(受検等の報告)

- 第24条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定により、簡易専用水道の管理 について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、速やかに簡易専用水道受検報 告書(別記第33号様式)により、知事に報告するものとする。
- 2 簡易専用水道の設置者は、前項の検査を受け、検査を行った者から特に衛生上問題があるとして、知事にその旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに、知事に報告するものとする。

(2) 都条例関係

- [東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例] (目的)
- 第1条 この条例は、町村の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定により小規模貯水槽水道及び飲用井戸等(以下「小規模貯水槽水道等」という。)の衛生管理に関する事務を東京都(以下「都」という。)に委託した市の区域における小規模貯水槽水道等の衛生管理に必要な事項を定めることにより、飲料水の安全と衛生を確保し、もって都民の健康の保持と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - 三 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、法第3条第6項に規定する専用水道及び 同条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供 給を受ける水のみを水源とするもののうち、水道事業の用に供する水道から水の供給を受け るための水槽を有するものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物に設置されたもの又は専ら一 戸の住宅に水を供給するものを除く。
 - 四 飲用井戸等 水道事業の用に供する水道及び法第3条第6項に規定する専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源の全部又は一部とするもののうち、水源から水の供給を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物に設置されたもの又は専ら一戸の住宅に水を供給するものを除く。
 - 五 特定小規模貯水槽水道 小規模貯水槽水道のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ 東京都規則(以下「規則」という。)で定める施設に水を供給するもの
 - ロ 水槽の有効容量の合計が5立方メートルを超えるもの
 - 六 特定飲用井戸等 飲用井戸等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 規則で定める施設に水を供給するもの
 - ロ 水槽の有効容量の合計が5立方メートルを超えるもの

(特定小規模貯水槽水道等の届出)

- 第6条 特定小規模貯水槽水道及び特定飲用井戸等(以下「特定小規模貯水槽水道等」という。)の 設置者は、次のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、10 日以内に知事に 届け出なければならない。ただし、設置者が東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号)第 33条の4の規定による届出を行った場合は、この限りでない。
 - 一 特定小規模貯水槽水道等を設置したとき。
 - 二 前号により届出を行った事項に変更があったとき。
 - 三 特定小規模貯水槽水道等を廃止したとき。

(衛生上の措置)

- 第7条 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、次に定めるところにより、当該水道施設について 衛生上必要な措置を講じなければならない。ただし、第5号については、特定飲用井戸等の設 置者に限るものとする。
 - 一 水槽の清掃を1年に1回以上、定期的に行うこと。
 - 二 水道施設の管理の状況について、1年に1回以上、定期的に検査すること。
 - 三 供給する水が有害物、汚水等によって汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずる こと。
 - 四 給水栓から供給される水の色、濁り、におい、味その他の状態に異常を認めた場合に、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。)の表の上欄に掲げる事項のうち原因を特定するために必要と認められるものについて検査を行うこと。
 - 五 給水を開始しようとするとき及び1年に1回以上、定期的に、規則の定めるところにより 水質検査を行うこと。
- 2 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、水道施設の管理の状況を把握するため、水槽の清掃記録、水道施設の検査記録、水質検査の結果等の帳簿書類を作成の日から5年間保存しなければならない。

(緊急時の措置)

- 第8条 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあること を知ったときは、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知すること。 と。
 - 二 汚染の原因を調査し、当該水道施設の改善を図ること。
 - 三 必要に応じて代替水を確保すること。
- 2 特定小規模貯水槽水道等の設置者は、水の汚染の原因が解消され、給水を再開しようとする ときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められるものについて検査を行い、安全 を確認しなければならない。

(指導及び助言)

第9条 知事は、前2条に規定する措置に関し必要があると認めるときは、特定小規模貯水槽水 道等の設置者に対して指導及び助言を行うことができる。

(改善の指示)

第10条 知事は、特定小規模貯水槽水道等の設置者が第7条及び第8条に規定する措置を行わ

ないときは、当該設置者に対して、期間を定めて、当該措置を行うべきことを指示することが できる。

(給水停止命令)

第 11 条 知事は、特定小規模貯水槽水道等の設置者が前条の規定による指示に従わない場合に おいて、給水を継続させることが利用者の利益を阻害すると認めるときは、当該指示に係る措 置を行うまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第 12 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定小規模貯水槽水道等の設置者からその管理の状況について必要な報告を求め、又はその職員に特定小規模貯水槽水道等の水道施設のある場所若しくは特定小規模貯水槽水道等の設置者の事務所に立ち入らせ、その水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(特定小規模貯水槽水道等以外の小規模貯水槽水道等の衛生管理)

第 13 条 特定小規模貯水槽水道等以外の小規模貯水槽水道等の設置者は、当該水道施設について、第 7 条及び第 8 条に規定する措置を講ずるように努めなければならない。

(罰則)

- 第14条 第11条の規定による給水停止命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 第15条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

- 第 16 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対 しても、各本条の罰金刑を科する。
- [東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則] (特定飲用井戸等の水質検査)
- 第5条 条例第7条第1項第5号の水質検査は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 給水を開始しようとするときに行う検査においては、水質基準に関する省令(平成15年 厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項
 - 二 定期的に行う検査においては、別表第2に掲げる事項

別表第2(第5条関係)

- 一 一般細菌 二 大腸菌 三 亜硝酸態窒素 四 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 九 臭気 十 色度 十一 濁度 十二 水道施設の周辺における化学物質等の使用、

排出実態等の状況を勘案し、知事が必要と認めるもの

第2章 建築物事業登録制度

- 1 建築物衛生法の概要
- 2 建築物事業登録制度
- 3 登録基準
- 4 各種届出
- 5 立入検査結果

17

1 建築物衛生法の概要

(1)目的(法第1条)

建築物衛生法は、多数の人が使用又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項を定めることによって、その建築物の衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としています。

(2) 特定建築物の定義(法第2条、法施行令第1条)

特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に供される部分の延べ面積が3,000 ㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校では8,000 ㎡以上)の建築物をいいます。

(3)建築物環境衛生管理基準等(法第4条・都の指導基準)

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等について建築物環境衛生管理基準を定めています。

また、東京都では、地域特性を踏まえ、法令等に定めるもののほか、独自に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」を定め、「建築物環境衛生管理指導基準」を設けています。

建築物衛生法第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」と、東京都が定める「建築物環境衛生管理指導基準」をP.21の表1にまとめました。

(4) 建築物環境衛生管理技術者(法第6条)

特定建築物の所有者(所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者)は、その特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。ただし、既に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者に選任されている場合は、原則として、選任することができません。

また、都道府県知事の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者等との兼任もできません。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱 (抜粋)

(建築物環境衛生管理指導基準)

第3 特定建築物の監視、指導に当たっては、法令等に定めるもののほか、必要に応じ別に定める建築物環境衛生管理指導基準に従って指導するものとする。

建築物環境衛生管理指導基準

1 空気環境の定期測定の場所については、原則として各階ごとに、居室の 用途、面積に応じて選定する。

なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。

2 飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓 で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実 施する。

また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。

3 飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を 毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。

また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度 又は、給湯温度を7日以内に1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。

- 4 排水槽(雨水貯留槽、湧水槽を除く。)の清掃については、原則として4 月以内ごとに1回以上実施する。
- 5 ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。

表 1 建築物環境衛生管理基準等

		法施行規則(厚生労働省令)等	東京都の指導基準等	
空調	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 (ホルムアルデヒドについては、建築等 を行った場合、使用開始日以降最初の6月~ 9月の間に1回)	空気環境の定期測定の場所については、 原則として各階ごとに、居室の用途、面積 に応じて選定する。 なお、測定結果に問題点があった場合は、 原因究明のための測定及び適切な是正措置 を講ずる。	
管	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正		
理	冷却塔・加湿装置・ 空調排水受けの 点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごと に1回点検し、必要に応じ清掃等を実施		
	冷却塔・冷却水管・ 加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施		
	貯水(湯)槽の清掃	1年以内ごとに1回実施		
給水·給湯管理(飲	水質検査	①6月以内ごと実施 (16項目、11項目) ②毎年6~9月に実施 (消毒副生成物12項目) ③地下水等使用施設: 3年以内ごと実施 (有機化学物質等7項目)	飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽の系統別に末端給湯水栓で実施する。また、中央式給湯水については、時湯槽等の水質管理については、時湯槽等る。飲料水の水質管理につい残留塩素で実施する。飲料水の水質管理につい残留塩素により毎年の水質を実施する。また、中央式給湯水については、海の大変を毎日、水をで実施する。また、中央式給湯水については、毎年のでは、中央式給湯水については、毎年のでは、中央式給湯水については、毎年のではでは、毎年のでは、毎年のでは、毎年のではのでは、毎年のではでは、毎年のではのでは、毎年のではではではでは、毎年のではではではではではでは、毎年のではではではではではではではではでは	
(用・炊事用・浴用等)	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	飲料水の水質管理については、 色、濁り、臭い、味及び残留塩素 濃度を毎日、給水系統別に末端給 水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、 色、濁り、臭い、味及び残留塩素 濃度又は、給湯温度を7日以内ごと に1回、給湯水系統別に末端給湯栓 で実施する。	
	防錆剤の水質検査	2月以内ごとに1回実施	°	
雑用水の水	散水・修景・清掃の用に 供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌・濁度		
水質管理	水洗便所の用に供する 雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌		
排水管理		排水に関する設備の掃除を、6月以内ごと に1回実施	排水槽(雨水貯留槽、湧水槽を除く。)の 清掃については、原則として4月以内ごとに 1回以上実施する。 **グリース阻集器は使用日ごとに捕集 物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃 を行う。	
清	掃および廃棄物処理	日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大 掃除を定期に統一的に実施		
6月 ねずみ等の点検・防除 一的		6月以内ごとに1回(特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回)、定期に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	ねずみ等の生息状況の点検については、 原則として月に1回以上実施する。	

^{*} 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱(ビルピット対策指導要綱)の規定

◎ 水道水のみを使用する建築物の水質検査項目

グループ	検査項目	検査頻度
省略不可項目 (11項目)	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	6月以内ごとに1回 定期的に実施
※重金属 (4項目)	鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化 合物、銅及びその化合物	※をつけたグループ の各項目については、 水質検査結果が基準 に適合していた場合
※蒸発残留物 (1項目)	蒸発残留物	には、次回に限り省略可能
消毒副生成物 (12 項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸	毎年6月1日から 9月30日までの間に 1回実施

◎地下水などを使用する建築物の水質検査項目

グループ	検査項目	検査頻度	
省略不可項目 (11項目)	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	6月以内ごとに1回 定期的に実施	
※重金属 (4項目)	鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物	※をつけたグループの 各項目については、水 質検査結果が基準に適 合していた場合には、 次回に限り省略可能	
※蒸発残留物 (1項目)	蒸発残留物		
消毒副生成物 (12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸	毎年6月1日から9月 30日までの間に1回 実施	
有機化学物質 (6項目)	四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン	3年以内ごとに1回 定期的に実施	
フェノール類 (1 項目)	フェノール類	人 列4ガレベル	
全項目(51項目)	水道法に基づく水質基準 (省略不可項目などを含む全 51 項目)	竣工後、給水設備の 使用開始前に1回実施	

2 建築物事業登録制度

(1) 事業登録制度の法制化及び改正

特定建築物における、清掃や飲料水貯水槽清掃、飲料水水質検査及びねずみ昆虫等の防除などの維持管理は、特別な機械器具を使用し、作業方法についても十分な知識や経験が必要とされます。このため建築物の所有者自らが管理を行うよりも、業務の一部を専門の業者に委託する状況が多くなり、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者に対しても、より適切な業務の遂行能力が求められるようになってきました。

このような事情を背景に、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その 資質の向上を図ることを目的として、建築物の環境衛生上の維持管理を業とする 6 業 種について、都道府県知事の登録制度を設けるなど、建築物衛生法の改正が行われま した(昭和55年5月10日公布、同日施行)。

その後、20 年以上が経過し、建築物の環境衛生管理の技術的水準の向上や専門化などを背景として平成 13 年 12 月に法改正が行われ、新たに 2 業種(建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管清掃業)の追加と、1 業種(建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業)の変更等が行われました。また、併せて登録要件の追加、変更も行われました(平成 13 年 12 月 14 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行)。

(2) 事業登録制度の概要

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けるか否かは任意とされています。したがって、登録を受けなくとも、その業務が制限されることはありません。但し、登録を受けた事業者は、登録の表示ができる一方、登録を受けない事業者は、登録又はこれに類似する表示を行うことが禁止されています。

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備、事業に従事する者の資格及びその他の要件が一定の基準を満たしていることが必要となります。

この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準(物的要件)、事業に従事する者の資格に関する基準(人的要件)及び作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準(その他の要件)に大別されます(図1)。

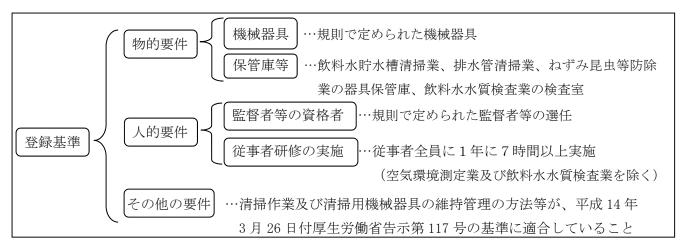


図1 登録基準の要件

ア 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありません。 ただし、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。 なお、登録申請は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に行い、東京都では、 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生係が窓口となっています(P.65 参照)。

イ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から 6 年間です(表 2)。この期間を超えて登録業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受けなければなりません。

有効期間の終了が近づいている営業所は、有効期間が終了する前に、余裕を持って再登録申請の準備を行うようにしてください(P.33 参照)。

なお、有効期間を過ぎた後に申請した場合は、再登録申請とはならず、新規の登録申請の扱いになります。それまでの登録番号は使用できなくなり、新たな番号へと変更されることになります。

	例 1	例 2	例 3					
登録番号	東京都 60 貯第〇〇〇号	東京都 27 貯第〇〇〇号	東京都 21 貯第〇〇〇号					
有効期間	平成 27 年 10 月 2 日から	平成 27 年 9 月 28 日から	平成 21 年 9月2日から					
1	平成 33 年 10 月 1 日まで	平成 33 年 9 月 27 日まで	平成 27 年 9月1日まで					
	昭和 60 年に初めて登録を	平成 27 年に初めて登録し	新たな登録を受けていない					
説明	受けて、その後登録を重ね	た営業所です。	場合は、登録営業所ではあ					
	ている営業所です。		りません。					

表 2 登録番号と有効期間の例

ウ 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示を行うことができます。一方、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われますから、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできません。

登録表示 (例)

- 良い例 → 登録建築物飲料水貯水槽清掃業、東京都○○貯第○○○号
- × 悪い例 → 認可、許可、東京都指定飲料水貯水槽清掃業

工 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容について表3に示しました。

表 3 登録業種

	 業 種	業 務 内 容
, p	74. 65. 44. 14. 14. 14.	建築物における床等の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排
1 号	建 築 物 清 掃 業	水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)
9 분 7	建築物空気環境測定業	建築物における空気環境(浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸
2 号	建 架 物 空 凤 瑔 児 側 疋 耒	化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流)の測定を行う事業
3 号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4 분 8	建築物飲料水水質檢查業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事
4 7	建架初队杆小小貝恢且来	項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5 号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6 号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7 号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそ
	建築物449の比出等的原果	れのある動物の防除を行う事業
		建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な
		点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及
8 号	建築物環境衛生総合管理業	び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離
	在来初來 死 用工心口百 在未	残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査
		であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併
		せ行う事業

オ 業種別の登録営業所数

東京都における、業種別の登録営業所数は次のとおりです(表4)。

	-	登	金	录	業	É	租	É			営	業	所	数
建	築		牧	J	Ý	青		掃		業				407
建	築り	勿	空	気	環	境	í /	則	定	業				168
建築	医物 3	空 気	〔調	和	用	ダ:	クー	卜清	情 掃	業				26
建多	築 物	飲	、 彩	ㅏ 기	くフ	火	質	検	査	業				50
建多	築 物	飲	料	水	貯	水	槽	清	掃	業				939
建	築	物	排	カ	ζ.	管	清		掃	業				175
建多	庭 物	ね	ず	み	昆	虫	等	防	除	業				316
建多	& 物	環	境	衛	生	総	合	管	理	業				342
	e	ì					i	計					2	,423

表4 業種別の登録営業所数(平成27年3月31日現在)

※ 登録営業所の一覧(所在地、名称、電話番号等)については、 当課ホームページで公開しています。

(URL:http://www.tokyo-eiken.go.jp/k kenchiku/touroku/)

カ 作業監督者等の兼務の禁止について

登録業種の種類に関わらず、登録申請の際に、監督者等*の選任をしていただきます。ただし、(r) \sim (p) のいずれの場合については、当該の登録業に専念する必要上、監督者等として選任することはできません (兼任は認められません。)(図2)。兼任者でないことを資格者本人に十分に確認した上、申請を行ってください(次ページ「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について 2留意事項」を確認してください。)。

- (ア) 同じ業種について複数の営業所を登録し、その中の一つで既に監督者等として登録されている場合
- (イ)他の業種で監督者等として 登録されている場合
- (ウ) 建築物環境衛生管理技術者 として選任されている場合
- ※ 「監督者等」とは申請時に 選任が必要な資格者のこと で、業種ごとに異なります (表5)。

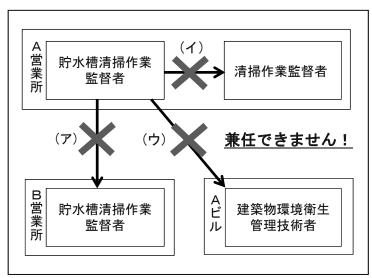


図2 兼任禁止についてのイメージ図

表5 各業種における「監督者等」

登 録 業 種	監 督 者 等
建築物清掃業	清掃作業監督者
建築物空気環境測定業	空気環境測定実施者
建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクト清掃作業監督者
建築物飲料水水質検査業	水質検査実施者
建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者
建築物排水管清掃業	排水管清掃作業監督者
建築物ねずみ昆虫等防除業	ねずみ昆虫等防除作業監督者
建築物環境衛生総合管理業	統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について(抜粋) (平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

2 留意事項

- (1)登録業全体について
 - ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは 認められないものであること。
 - エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、 同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当する ものとすることはできないものであること。
 - オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

3 登録基準

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります(他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。P.65参照)。

(1)機械器具その他の設備に関する基準(物的要件)

ア 次の機械器具を有すること

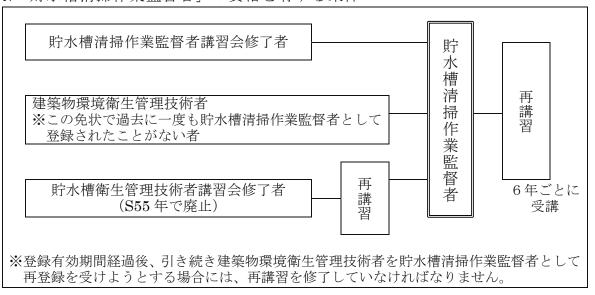
- (ア) 揚水ポンプ
- (イ) 高圧洗浄機
- (ウ) 残水処理機
- (エ) 換気ファン
- (才) 防水型照明器具
- (カ) 色度計
- (キ) 濁度計
- (ク) 残留塩素測定器
- イ 機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること
- ウ 機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること

(2) 事業に従事する者の資格に関する基準 (人的要件)

ア 貯水槽清掃作業監督者

営業所に、貯水槽清掃作業監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません(P.26、図2参照)。

※「貯水槽清掃作業監督者」の資格を有する条件



イ 清掃作業従事者

貯水槽清掃作業に従事するすべての者(アルバイト、パート含む)は、事業者 又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を、 年間7時間以上受けなければなりません。

また、研修の内容は最新の情報などを盛り込むとともに、受講者の技能の程度 に応じたものにしてください。

以下のカリキュラム例を参考にしてください。

<カリキュラムの考え方>

- 1.7時間以上を確保する。
- 2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
- 3.2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い/作業計画及 び作業の実際 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定/塗装の種類と方法/塗装 に必要な機器/貯水槽塗装の手順と注 意/塗装作業の安全対策/塗装後の消 毒及び水質検査/留意点	60 分
貯水槽の消毒方法 (貯湯槽含む)	飲料水と人の健康/病原性微生物と健康影響/化学物質と健康影響/人体と水/飲料水の衛生と管理/消毒の意義と定義/消毒方法/消毒時における留意点/消毒剤の規格/水の消毒方法/消毒液の作り方/残留塩素の測定方法	60 分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施/作業中の 事故防止/緊急時の処置/作業報告書 の作成	60 分
建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令/労働安 全を基準とした関係法令/構造基準と しての関係法令	60 分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的/マナー	30 分
給水設備と機器	貯水槽の構造/関連機器の名称と機能	60 分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
	作業用機械器具と取扱い/作業計画及	
貯水槽の清掃方法	び作業の実際/給水設備の維持管理	120 分
	※必要に応じて実技訓練を行う。	
	塗料の選定/塗装の種類と方法/塗装	
 貯水槽の塗装方法	に必要な機器/貯水槽塗装の手順と注	60 分
別が信の整衣が仏	意/塗装作業の安全対策/塗装後の消	00);
	毒及び水質検査/留意点	
	消毒の意義と定義/消毒方法/消毒時	
貯水槽の消毒方法と感染症対	における留意点/消毒剤の規格/水の	60 分
策	消毒方法/消毒液の作り方/残留塩素	00 /
	の測定方法/各感染症(レジオネラ症)	
	衛生的な貯水槽清掃の実施/作業中の	
安全及び衛生	事故防止/緊急時の処置/作業報告書	60 分
	の作成/電気の取扱い	

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令/労働安 全を基準とした関係法令/構造基準と しての関係法令	60 分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的/マナー	30 分
給水設備と機器	貯水槽の構造/関連機器の名称と機能	60 分
貯湯槽の清掃方法	給湯設備の概要/貯湯槽清掃の意義/ 温度の管理/清掃方法/水質管理	60 分

(3) 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準 (その他の要件)

作業方法や機械器具の維持管理方法等が、厚生労働省告示第 117 号(平成 14 年 3 月 26 日、P.31 参照)「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」(以下、「告示第 117 号」という。)に全て適合している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるために、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第117号の基準に全て適合することを確認してください。

〇厚生労働省告示第 117 号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(抜粋)

- 第五 規則第二十八条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。
 - 一 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
 - 二 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
 - 三 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
 - 四 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に 掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確 認すること。基準を満たしていない湯合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずるこ と。

<u> </u>	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の○・二以上、結合残留
		塩素の場合は百万分の一・五以上。
	色度	五度以下であること。
三	濁度	二度以下であること。
兀	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

- 五 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に 応じ、整備又は修理を行うこと。
- 六 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連 絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

4 各種届出

(1)変更届 (様式はP.52参照)

表6の事項に変更が生じた場合には、その日から30日以内に変更届を提出してください。手数料、押印は必要ありません。

表6 変更届が必要な事項

変更事項	添 付 書 類 等
申請者の名称、所在地 代表者氏名	法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (原本、発行日から3か月以内のもの)
営業所の名称 営業所責任者氏名	
営業所の所在地	営業所付近の見取図
保管庫の所在地	保管庫の見取図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
貯水槽清掃作業監督者 (再講習受講を含む)	貯水槽清掃作業監督者の資格を証する書類(原本)
その他の要件	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理 の方法を記載した書面

注 意

- ・これらの変更をした場合、変更後も登録の基準を満たさなくてはなりません。
- ・変更事項の内容により営業所等の現場確認検査を行うことがあります。
- ・<u>登録証明書の修正、再発行は行いません。</u> (貯水槽清掃作業監督者の資格を証する書類は原本確認後、返却します。)

(2) **廃止**届 (様式はP.54参照)

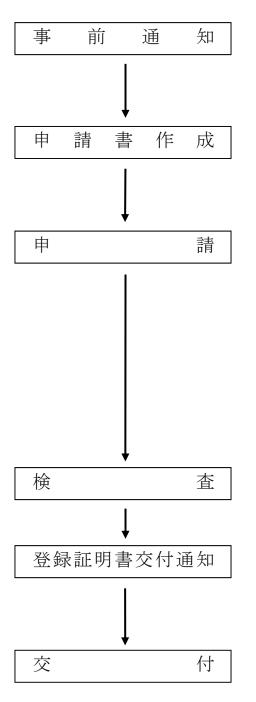
業務を廃止したときは、その日から30日以内に廃止届を提出してください。 その際に、営業所の登録証明書の原本を持参してください。

(3) **再登録申請** (様式はP.40~46参照)

登録の有効期間は6年です。6年を超えて引き続き登録を受けようとする場合には、新たに登録(再登録)を受けなければなりません。

申請は、次ページの要領に従って行うようにしてください。

再登録の申請方法



- ・有効期間終了の約2か月前に再登録申請日時等をは がきにてお知らせします。
- ・申請書を入手(ホームページからダウンロード*1又 は窓口にて)し、申請日までに必要事項の記入や、 添付書類などを準備してください。
- ・指定された日時に申請をお願いします。手数料*2 も持参してください。指定された日時に都合がつか ない場合は連絡してください。

【申請場所】新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

【申請先】 (P.65参照)

東京都健康安全研究センター広域監視部 建築物監視指導課建築物衛生係

- ・営業所、機械器具、帳簿書類等を確認します。
- ・はがきで通知します(事前に郵送用封筒*3をお預かりしている場合には、簡易書留で登録証明書を郵送します。)。
- ・ 通知のはがきと<u>受取人の受領印(認印)</u>を持参してください。
- ※1 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課のホームページに様式を 掲載しています。

(検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索してください。)

URL: http://www.tokyo-eiken.go.jp/k kenchiku/touroku/

- ※2 建築物飲料水貯水槽清掃業:40,000円
- ※3 郵便番号、宛先、宛名を明記した角形2号の封筒 (A4判の用紙が折らずに入るもの) に450円分の切手を貼付してください。

5 立入検査結果

東京都では、建築物衛生法第 12 条の 5 に基づき登録申請が行われた際や営業所、機械器具などの変更の届出が行われた際に、監視指導を含めた立入検査を実施しています。検査は、建築物事業登録営業所立入検査指導書 (P.36 参照) に記載されている登録要件、帳簿・書類等の整備状況、設備などの維持管理状況、その他の各検査項目について行っています。

平成 26 年度に実施した立入検査件数は 130 件でした。立入検査における各項目の指摘率は以下の通りでした(図 3)。

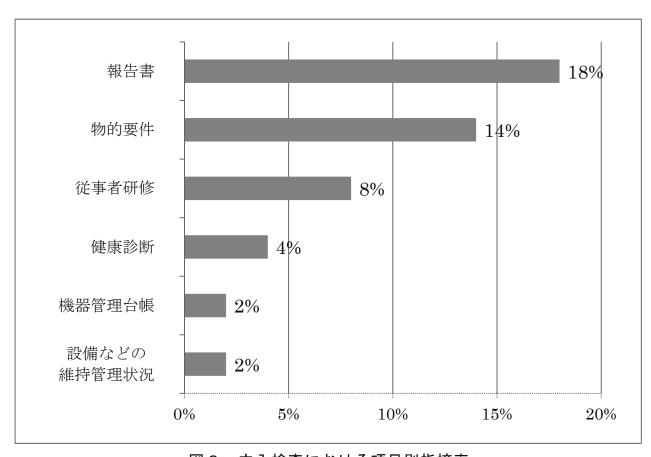


図3 立入検査における項目別指摘率

(1)報告書

指摘率は最も高く、18%でした。清掃後の簡易水質検査(残留塩素濃度・色度・濁度・臭気・味)を適切に実施していないことや報告書に作業工程を記載していないことなどが主な原因でした。清掃作業は厚生労働省告示(P.31 参照)に従った方法で実施してください。また、「貯水槽清掃作業報告書(例)」(P.59~64 参照)を参考に不備のない報告書を作成してください。

(2)物的要件

指摘率は14%でした。検査時に一部の機械器具が確認できなかったことや残留塩素 測定で使用する試薬の有効期限が切れていること、保管庫の施錠が故障していること が主な原因でした。登録申請による立入検査では、物的要件(P.28 参照)を満たして いることが確認できないと、登録できません。

(3) 従事者研修

指摘率は8%でした。研修時間の不足や対象者全員に実施していないなど、実施方法に関することが主な要因でした。研修については、パートやアルバイトも含めた作業に従事する者全員が年間7時間以上受講する必要があります(P.29,30参照)。また、研修を欠席した者には補講を受講させるなどの対応をしてください。なお、研修実施記録表の様式(P.57,58参照)を掲載しているので御活用ください。

(4)健康診断

指摘率は 4%でした。貯水槽の清掃の際は、作業者は常に健康状態に留意するとともに、おおむね 6 か月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の罹患の有無(又は病原体の保有の有無)に関して、健康診断を受けてください。また、健康状態の不良な場合は作業に従事しないでください。なお、この健康診断とは、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等を対象とした検便検査を指しています。

(5)機器管理台帳

指摘率は2%でした。残留塩素測定器など一部の機械器具について台帳を作成していないことや記載内容に不備がありました。使用する機械器具等について管理台帳を作成し、定期点検の実施日や内容、実施者名などを記載してください。なお、機器管理台帳様式(P.56参照)を掲載しているので御活用ください。

(6) 設備などの維持管理状況

指摘率は 2%でした。機械器具の点検・整備が不十分な事例がありました。機械器 具その他の設備については、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行ってくだ さい。

第23号様式(営業所控)

_		
Н		
月		
年		
平成		
検査年月日	監視員	* 学 本

建築物事業登錄営業所立入檢查指導書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5に基づく立入検査結果は次のとおりです。

営業所名称						
営業所所在地	屋・市・郡		山	III _	悔	岩
登録番号	東京都	貯 第		中		
検査の区分	新規・再登録・変	変更・監視・他()

	備売						
	判定						
(登録要件)	検 査 項 目	機械器具がある・申請内容と一致している・他の営業所と兼用していない・飲料水の貯水槽の清掃に専用である。(揚水パンプ、高圧洗浄機、残水処理機、幾気ファン、防水型照明器具、色度計、濁度計、淺密塩素測定器	保管庫が適正である・申請内容と一致している・他の営業所と兼用していない。 (専用、汚水・泥が入らない、水切り・水抜き、広さ、纜、床及び側壁の不浸透性)	貯水槽清掃作業監督者がいる・兼任して いない・再講習修了証がある。	従事者研修を実施している。	申請した営業所所在地に営業所が実在し ている。	作業及び作業に用いる機械器具その他の 設備の維持管理の方法が基準(告示)に 適合している。
	No.	1	5	ಣ	4	2	9
1 検査結果	項目	物的要件		人的要件			その色

靊	E																												
计																													
徐 斉 項 日	保存してあ	内容が適切に記載されている。(点検、その他)	報告書を作成し、控を保存してある。	内容が適切に記載されている。(監督者名、補助者名、点 検状況、消毒方法、簡易水質検査、作業工程、その他)	従事者研修を実施している。	従事者研修実施記録を作成し、保存してある。	実施方法が適切である。 (時間・受講者・内容・指導者・ その他)	従事者全員が定期的に実施し、結果を保存している。	機械器具等は専用のものを使用している。	機械器具等の点検・整備をしている。	機械器具、作業衣等は衛生的なものを使用している。	搬入搬出に便利で機能的である。	安全で衛生的な場所である。	広さが適切である。	施錠がしてある。	専用の保管庫として使用している。	壁、屋根、床等が破損していない。	整理整頓されており、清潔である。	車庫が適切である。	自動車が機器薬剤等を衛生的に保管できる構造である。	専用の保管場所が適切である。(位置、構造、維持管理、 その他)	機器等を長時間車に積載していない。	荷台等が清潔である。	車庫又は駐車場が適切である。	付属品部品が適切に管理されている。	車、収納箱が適切に管理されている。	作業の安全と衛生管理のための器具類を備えてある。 (計 測器、漏電ブレーカー等)	登録の表示が適切である。	作業手順が適切である。(工程、委託方法、連絡体制)
Š	-	2	3	4	5	9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
監視結果	*************************************	級 拾 回 掛 口 販		報告書		初江年丰水	次 中	健康診断 (細菌検査)		機械器具等		担計畫院	以巨物別	排,生乳,佳	伸起政備		: 維持管理			自動車を保管庫	としている場合	運搬車	(専用・兼用)		特装車		安全対策	登録の表示	作業手順
		מווצ	Amh .	- h/m hmx 4/h-	O #	Xn1 #I#	r 4∠ n⊒	(種)							₽K		はっ		5HH -	바생	in #1 4/	F)	1	■ 1€	<u> </u>			9	-무1
2		零	漂 '	• 華顯等	6, 4	と は は は は は は は は は は は は は は は は は は は									护臣	無っ	27	16	糕	武 3	軍事状	泛						Ý	伊
1																													

指導事項 ಣ

	阻…要注意
	☑…不備・不良 ☑ …該当社才
	□…完備・良好 ▷…一部不備・不十分
	判定欄の見方

第3章 様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類
- 2 変更届・廃止届
- 3 作成及び管理が必要な帳簿書類

1 新規・再登録申請に関する書類

新規登録又は再登録を申請する場合は、申請書(P.40~46)を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

また、「作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」については、作成例(P.47~51)を参照して作成してください。

2 変更届・廃止届

申請内容に変更が生じた場合は変更届 (P.52) を作成し、必要な書類を添付して提出してください。また、事業登録を廃止する場合は、廃止届 (P.54) を作成し、登録証明書の原本を添付して提出してください。

3 作成及び管理が必要な帳簿書類

営業所に備えておく帳簿書類の様式例を掲載(P.56~64)していますので、 参考にしてください。

◎ 申請書、変更届、廃止届及び帳簿書類^{*}の様式はホームページから ダウンロードできます。

※ 「機器管理台帳」及び「飲料水貯水槽清掃作業従事者研修実施記録表」

「建築物監視指導課のページ(東京都の事業登録制度)」 http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/

検索サイトで「東京都の事業登録制度」を検索



「新規申請・再登録申請」「変更届・廃止届」「帳簿書類の様式例」



「MS-Word」、「MS-Excel」又は「PDF」の形式で様式が ダウンロードできます。

健研建登特例起案帳票登録第0410032号

								保	存期間	常	1年	分類	記号		G 0 1	0 1 0 0		弓総き
	ſ	建矿	f	建登	第		号			処	施	行	平成		年	月	日	称き
浄	書	浄書照	合	公印照合	・押印	回付	施行	ī上(の注意	理	決	定	平成		年	月	日	
										経	起	案	平成		年	月	日	
										迴	収	受	平成		年	月	日	
あ								発信者						発				
て先								者名		矢	П	事		送				
	決定	権者	審	查	審	議		ť	建康安全	全研究	究セン	ター		起	案	者		
課	(課	長)	(文章	書取扱主任)	(課長1	代埋)	起第	₹ J	広 域	監	視	部						
								3	建築物	監礼	見指導	尊 課						
次の	つとおり	申請がな	あった	こので調査	したとこれ	ろ、調査	監復 看	書句	のとおり	であ	るので	で、案	によりを	登録	证明書	を交付す	る。	

<i>D</i> (1)	_ ~ 0	<i>-</i> '	H11 14	0, -	70.7	(H/ F)	五りたここう()		/ C 40 / C	م رم	0.000	-04 > 12.	>4/ HTT >1	H C // 17	1 00
											平成	Ç	年	月	日
Ī	耟	京	都	知	事	殿									
							郵便番号								
					住	所									
		申	請	者	-	-									
					氏	名			≉ =		()		
								(A) -	電言)		
								(法人	の場合に	ţ, -	その名称、	所在地	、代表	者の氏名)	
					洼	筑	物飲料水	宇水 横洼	扫学	彩 4	禄由詩:	聿			
					X	· **	100 BX 117 71 71	以 / / / / 日 1日	11111 🖟 .	77. 7	以下明	Ħ			
	下記	己の	とお	り建	築物	飲料	水貯水槽清掃	業の登録を受	とけたいの	つで、	、建築物に	おける	衛生的	環境の確何	呆に関
する治	去律	第1	2 🕏	その2	2第1	1項0)規定により申	請します。							
								→							
								記							
1	堂	業員	斤の名	ス称					官	皀	話	()	
1	Н	<i>></i> (</td <td>1.2.1</td> <td>→ 1.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>нн</td> <td></td> <td></td> <td>,</td> <td></td>	1.2.1	→ 1.1							нн			,	
2	営	業別	斤の戸	斤在均	也	郵便	更番号								
3	営	業別	斤の責	責任 者	針氏名	Ż									

· / PACI 1/3 · · //3/3 · ID · 1133/0 //C/AC O PACI 1/3 · · //3/3 · ID	-
理の方法を記載した書面	

(1) 貯水槽清掃作業監督者の資格を証する書類

4 添付書類

(2) 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管 理の方法を記載した書面 (3) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	料金収納印	番号	• 区 別		処 理	経	過
		新・再の区分	新 • 再	謄 本 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受入 力		登録簿	
				収受簿		通 知 送 付	

貯水槽清掃作業監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名			生年月日	昭和平成		年	月	П
最初の資格(該当に○)	貯水槽清掃作業監督者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 貯水槽衛生管理技術者講習会修了者	番 号 取得年月日		•	•		照 合	
講習 習近の 録	監督者講習 修了証番号 貯再第 ・・・・ 号 取得年月日 ・・・・	貯再第 	•	号	照合	有効期限		
氏名			生年月日	昭和平成		年	月	日
最初の資格(該当に○)	貯水槽清掃作業監督者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 貯水槽衛生管理技術者講習会修了者	番号 明得年月日		•	•		照 合	
講習記録 の	監督者講習 修了証番号 貯再第 号 取得年月日 ・ ・	貯再第 	•	号	照合	有効期限	٠	
氏名			生年月日	昭和平成		年	月	日
氏名 (該当に○)	貯水槽清掃作業監督者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者 貯水槽衛生管理技術者講習会修了者	番 号	生年月日		•	年	月 照 - 合	日
	建築物環境衛生管理技術者 貯水槽衛生管理技術者講習会修了者 明	取得年月日			・照合	年有効期限	照	·
(該当に○)	建築物環境衛生管理技術者 貯水槽衛生管理技術者講習会修了者 明	取得年月日	;	平成	照合		照	· 目
最初の資格 講習記録 直近の	建築物環境衛生管理技術者 貯水槽衛生管理技術者講習会修了者 監督者講習 修了証番号 貯再第 影得年月日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	取得年月日		平成・号	照合	有効期限	照 合	

従事者研修の実施状況

年 月 日	th &	指導者の氏名	対	象	参	加
年 月 日	内容	指導者の資格	者	数	者	数

営	業	所	営	業	所	
名		称	所	在	地	

機械器具等設備の概要

機械器具名	名 称 · 型 式	台数	購入年月日
揚水ポンプ			
高圧洗浄機			
残水処理機			
換気ファン			
防水型照明器具			
残留塩素測定器			
色度計			
濁度計			

営	業所	î	営	業	所	
名	称		所	在	地	

登録を受けている他事業の登録番号

東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号
東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号

営業所付近の見取図

線 駅より 〈 徒歩 分又は	
1000 10	
線 駅より { 徒歩 分又は バス 行 下車、徒歩	分

保管庫の見取図

保管庫の所在地							
前	泉	駅より	徒歩	分又は			
		L	バス	行	下車、	徒歩	分
保管庫付近の見取	図、保管庫の建物内の	の平面図、	保管庫内の器具の)配置図			

営	業所	営	業	所	
名	称	所	在	地	

作業実施方法等(例)

日現在

町

#

使用する機械器具	
野	
作業班	
作業型僱尽	

作業実施方法等(例)

日現在

町

#

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法	岩情及び緊急の連絡に対する体制		
-------------------------------	-----------------	--	--

【その他の要件(作業実施方法等)の作成例】



(飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具 その他の設備の維持管理の方法を記載した書面)

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容(⑥で表記)を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を (ポイント) に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等	-
化苯基胂力法基	•

会社名		
学术为		
Δ \perp \perp		

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

(ポイント)

登録されている監督者を含めてください。1班体制でも構いません。

(例1)

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	揚水ポンプ、残水処理機、高圧洗浄機、防水型照明 器具、換気ファン、色濁度計、残留塩素測定器 等
2班	建物 花子	揚水ポンプ、残留塩素測定器 等

(例2)

作業班名	監督者	使用する機械器具
山田班	山田 琵留男	揚水ポンプ、高圧洗浄機、 換気ファン、残留塩素測定器 等
鈴木班	鈴木 美留子	揚水ポンプ、高圧洗浄機、 換気ファン、残留塩素測定器 等
高橋班	高橋 尾瑠人	揚水ポンプ、高圧洗浄機、 換気ファン、残留塩素測定器 等

Ⅱ 作業手順

- 1 作業工程(清掃後の貯水槽水等の検査方法に関する事項を含む)
 - ◎ (告示第 117 号 第五の一) 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行う。
 - ◎ (告示第 117 号 第五の二)

貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。

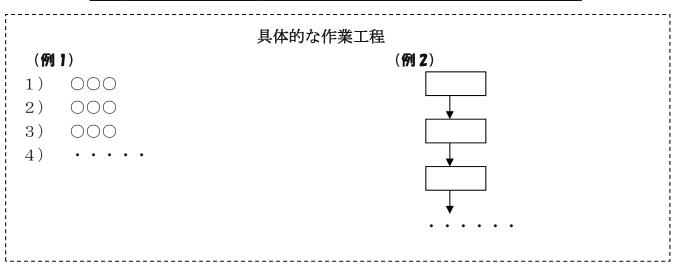
◎ (告示第 117 号 第五の三)

貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了 後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らない。

◎ (告示第 117 号 第五の四)

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表に掲げる事項について検査を行い、当該各号に掲げる基準を満たしていることを確認する。 基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
匹	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。



ポイント

貯水槽清掃作業について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください(点線内)。

受水槽の清掃を行った後、高置水槽等の清掃を行う必要があります。

特に、塩素消毒については、最終濃度 50~100 mg/L の次亜塩素酸ナトリウムを用い、30分以上消毒をする作業を2回行う必要があります。

2 使用する塩素剤の名称及び使用方法

(例)○○(商品名)(次亜塩素酸ナトリウム○%)を○○○倍に希釈し○○mg/Lとして使用する。

ポイント

塩素剤の名称(商品名)、原液の濃度、希釈倍率及び最終的な使用濃度などを記述してください(塩

素剤は適切な濃度(50~100 mg/L)に希釈して使用する必要があります)。

3 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法

具体的な洗浄・消毒方法

ポイント

作業前に、作業衣及び使用器具の消毒等を行い、作業が衛生的に行われるよう努める必要があります。具体的な洗浄・消毒方法を記述してください。

- 4 機械器具等の点検の方法
 - ◎(告示第117号 第五の五) 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

- 一般的な点検頻度も記述してください。
- 5 保管庫の管理責任者の氏名 管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

監督者である必要はありません。

6 従事者の検便等の時期及び検査機関

検便等の時期:(例、○月と○月に実施する。)

検査機関:(検査を依頼している機関名を記述してください。)

ポイント

検便等は定期的(概ね6ヶ月ごと)に、適切な検査機関で実施してください。 監督者および従事者全員が受けている必要があります。

7 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント)

貯水槽清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

- (例1)清掃作業終了後、報告書に清掃作業工程表、事前調査、検査点検結果を添付して発注者に 提出する。清掃作業中に補修工事が伴った場合は、その内容を所見事項欄に記載し、水質検 査表、清掃作業実施前・後の現場写真を添付する。この際、控えを作成し保存する。
- (**例2**)清掃作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、速やかに依頼者に提出する。この際、 控えを作成し保存する。
 - ・清掃作業工程表 ・清掃前後、当該設備等の現状の写真 ・監督者名
 - ・消毒方法 ・簡易水質検査結果(残留塩素の含有率、色度、濁度、臭気、味)
 - ・ 設備等点検表(受水槽、高置水槽、ポンプ等)
 - ・作業者の細菌検査結果(検便結果)のコピー等
- Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
 - ◎ (告示第 117 号 第五の六)

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を、建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第五の一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

(業務を委託しない場合)

(例)自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

- (例)基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。
- 1 委託を受ける者の氏名等
 - (1) 委託を受ける者の氏名(法人にあっては名称):○○株式会社
 - (2) 委託をする業務の範囲: 貯水槽清掃作業全般等
 - (3) 業務を委託する期間:1年間、繁忙期のみスポット契約 等
- 2 建築物の所有者等への通知の方法 建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する
- 3 業務の実施状況の把握方法 実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しで も委託する可能性があるなら、「委託する場合」の書き方で記述してください。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

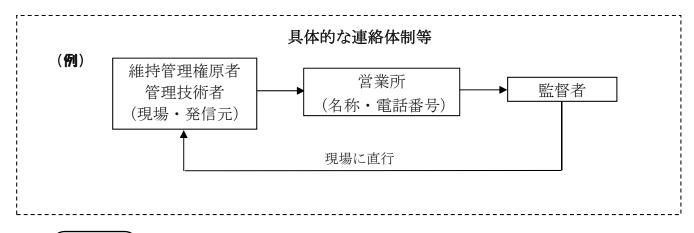
2について: $1 \circ (1) \sim (3)$ を、建築物の維持管理について権原を有する者に、<u>事前に通知する</u> 方法を記述してください。

3 について: 委託を受ける者も、告示第 117 号第五の一から五に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎ (告示第 117 号 第五の七)

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。 最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

				₩.	/T:		П
				平成	年	月	日
東京都知事	殿						
申請者 住原	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
氏	名						
電	話 ()					
()	生人の場合は、その	名称、所在地	及び代表者	旨の氏名)			
	建築物	車 業	彩	亦 軍	1 屈		
	生的環境の確保に関					登録に関し	、下記のとお
り変更しましたので、	同法施行規則第3	3条第1項の	規定により)届け出ま	す。		
		_	_				
		Ī	2				
1 学业工力和							
1 営業所名称							
2 営業所の所在地	Ŧ	東京都					
2 音采用97所任地		活	()			
	He	1414		,			
3 登 録 区 分	清掃業・空気	環境測定業・	空気調和用	ダクト清抗	帚業・飲料	水水質検	査業・
, ., .,	飲料水貯水槽						
4 登 録 番 号	東京都	第		-	클		
5 変 更 事 項							
旧							
新							
6 変更年月日	平成	年 月		日			
○ 添付書類			収	受 印		処 理	経 過
	具保管庫及び検査室	の所在地	V-				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
の変更の場合は、		.,,				謄本照合	
. 燃量思目伊奈康亚	が投木会の様と乳	供の亦再			'		

- - ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更 の場合は、その建物内の平面図及び機械器具 等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
 - ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
 - ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合 は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理	経 過
	謄本照合	
	入力	
	登録簿	

記入例

第9号様式

平成 OO 年 OO 月 OO 日 届出年月日を記入してください。

東京都知事 殿

申請者 住所 〒000-0000

氏名 株式会社OOOO 代表取締役 OOOO

電話 00 (000) 0000

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所名称 **株式会社OOOO 西新宿営業所**
- 3 登 録 区 分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・ 飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業
- 4 登 録 番 号 東京都 O OO 第 OOO 号
- 5 変 更 事 項 **【変更した事項について記入してください(例:申請者代表者の変更)】**

旧 【変更前について記入してください】

新 **【変更前について記入してください】**6 変 更 年 月 日 平成 OO 年 OO 月 OO 日

変更した年月日を記入してください。

- 〇 添付書類
 - ・営業所、機械器具保管庫及び使品での正在地の変更の場合は、その案内図
 - 機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
 - ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
 - ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処	理	経	過
P.32 に詳しく書いてあります 必ずご覧下さい。	_ 。 本	照合		
	入	力		
	登争	禄 簿		

第10号様式

6 I U 万塚八											
						平成	白	Ē.	月	F	1
東京都知事	郵 殿										
申請者	住所 =	Ē									
1 813 14	1-1-7-71	•									
	氏名										
	電話		()							
	(法人の	の場合は、・	その名称、所	「在地及び(弋表者	の氏名)				
	趸	車 築 !	物事	業 登	録	廃	止 届				
建築物における	る衛生的3	景境の確保	:に関する法律	津第12条	:の2第	第1項(の規定によ	る登録に	係る事	業を廃	趾
しましたので、同							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		.,	<i>y</i> ,,, = <i>y</i> ,	
				記							
1 営業所名	称										
2 営業所の所在	地	₹	東京都								
			電話	()					
2 3 43 57	\wedge	注扫光 点	5月四年11110	光 本层部	田手口 田 .	ゖ゙ゖヿ゙゙゙゙゙	12 14 AL		 ₩₩		
3 登 録 区	ガ		空気環境測定 水槽清掃業・								業
		200		УГ 7 - Д 1133		. , , .		210 210 20	114		.>.
4 登 録 番	号	東京都		第			号				
5 廃止年月	日	平成	年	月	1	日					
0 产业十万	Н	<i>□148</i> 4		71	1	H					
添付書類 • 登録証明書					収	受	印	処	理	経	過
				1				1	1		

登録証明書

収 受 印	処	理	経	過
	台	帳		
	入	力		
	登	録 簿		

記入例

第10号様式

平成 00 年 00 月 00 日

届出年月日を記入してください。

東京都知事 殿

申請者 住所 〒000-0000

新宿区西新宿の丁目の番の号

氏名 **株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇**

電話 03 (0000) 0000

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所名称 **株式会社OOOO 西新宿営業所**
- 3 登 録 区 分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・ 飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業
- 4 登 録 番 号 東京都 O OO 第 OOO

 廃止した年月日を記入してく ださい。

5 廃止年月日 平成 OO 年 OO 月 OO 日⁻

添付書類

• 登録証明書

登録証明書を添付してください。

収 受 印	処	理	経	過
	台	帳		
	入	力		
	登每	と 簿		

機器管理台帳

				年	月	F	作成
一般名	称		整理番号				
商品	名		購入年月日		年	月	日
型	式		製造番号				
製造	元		購 入 価 格				
購入	先		TEL	()	
性能	等						
			保 守 · 点 検 等 管 理 状 況				
年	月	日	内容		担	当	者
年	月	日					
年	月	目					
年	月	日					
年	月	日					
年	月	日					
年	月	日					
年	月	日					
年	月	日					
年	月	日					
年	月	日					
年	月	日					
年	月	日					

飲料水貯水槽清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

対象者: 研修1年目の従事者

研修日時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 場 所 : ~ :	
指	氏名及び資格 (団体名)	
内容	(1) 貯水槽の清掃方法	# 考 デキスト名
	(2) 貯水槽の塗装方法	
右記項目中で実施した ものには○印をつける	(3) 貯水槽の消毒方法(貯湯槽含む)	
	(4) 貯水槽の清掃作業の安全及び衛生	
研修に使用した資料は 添付する	(5) その他	
	ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 給水設備と機器	
参 加 従 事 者 氏 名		
欠 席 従 事 者		
欠席従事者氏名		月 日 補講済
営業所責任者	(氏名)	印

飲料水貯水槽清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

対象者: 研修2年目以降の従事者

	7 4.4.	71
研修日時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 場 所 : ~ :	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)	
内容	(1) 貯水槽の清掃方法	備 考 テキスト名
	(2) 貯水槽の塗装方法	
(1)から(4)までの科目は 必修とし、(5)の科目は選 択とする。	(3) 貯水槽の消毒方法と感染症対策	
右記項目中で実施した ものには○印をつける	(4) 貯水槽の清掃作業の安全及び衛生	
研修に使用した資料は 添付する	(5) その他	
	ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 給水設備と機器 エ 貯湯槽の清掃方法	
参 加 従 事 者 氏 名		
欠 席 従 事 者 氏 名		月日補講済
営業所責任者	(氏名)	印

年 月 日

貯水槽清掃作業報告書 (例)

依頼者

様

 登録建築物飲料水貯水槽清掃業

 登録番号 東京都 貯第 号

 営業所名称

 営業所所在地

建	築	物	名	称																				
主	た	る	用	途_							 随	用讫	全 <u></u>											
所		在		地																				
l/c:	 業					:	_	年	<u> </u>		月		F	1	(曜)		時	分	(J	天候)
作	未 	£ 	日	時		:		年	Ē		月		F	1	(曜)		時	分	(₹	F 候)
断	水		日	時				J.		E	3	時	Î	分	· ~		£	F	月	E	1	時	:	分
清排	帚作	業工	程	一受	:水槽	f —																		
始 (:)	((:	:)	(;	:)	(:	:)	(:	:)	(:)	(終)
作	業	前	準	備	排			水	清			掃	消		- - -		水		張	点	;	検	整	備
清扫	 帚作	 業工	 程	一高	i置水	.槽-	_		I															
始																							糸	冬
(:)	((:	:)	(:	: I)	(:)	(:	:)	(:)	(:)
作	業	前	準	備				水	清			掃	消		Ī	華	水		張	点	;	検	整	備
作		業		者		掃督																		
				_	補	助	者	名																
依	—— 頼者		立台	令人																				
所.	見 ·	特	記事	項																				

			受	水	槽	·	、 検	表	
受	水槽	容	量	柞	才貿	Í	構	造	設 置 場 所
No. 1	No. 1								
	m ³								
No. 2	2								
			m³						
		F TV	+44				判 定		JD 2m
		点検	項	目			No. 1	No. 2	·
	点検・清掃	が容易で	衛生的	な場所	î				
	排水槽など	の影響							
	適正な容量								
1 ±	連通管の位	置、受水	口と揚	水口の	位置				
構	マンホール	の数・位	置・大き	<u>*</u> さ・ <u>5</u>	立ち上	げ・			
造	防水・施錠	など							
<u> </u>	上部配管ス	リーブ	(揚水貫	通部)	の密	閉・			
等	立ち上げ								
	吐水口空間								
	オーバーフ								
	外部から汚								
	槽内及び槽			外の配	l管				
	クロスコネ								
	(他の配管			». (1	> 1.			
	槽周辺部に			染させ	たるよ	つ な			
	ものを置いポンプ室等								
	横内のさび			炒 • 涇	3.按肠	• 鱼			
維	裂・水垢・	- ,—			P.WI100	电			
	内部ステー								
持	電極棒・フ			の状況	<u> </u>				
管	満減水警報	装置の作	動状況						
	給水ポンプ	の状況(整備状	態・性	能)				
理	ボールタッ	プの状況	1						
	フート弁・	サクショ	ンパイ	プの状	:況				
	槽内梯子の	発錆・水	垢・腐	食の状	況				

		高!	置水槽	点档	食 表		
受	水 槽	容量	材質	構	造	設 置 場	所
No. 1	:	m ³					
No. 2	}	m ³					
		点横項	目	判 No. 1	定 No. 2	状	況
	点検・清掃	骨が容易で衛生的な	よ場所				
1.44.	適正な容量	1					
構	マンホール	~ の位置・大きさ・	立ち上げ・防水・				
`件:	施錠など						
造	連通管の位	Z置、受水口と揚力	K口の位置				
等	外部から汚	5染されるような	月口部				
4	オーバーフ	7ロー管・通気管の	つ防虫網				
	吐水口空間	引・排水口空間の砲	雀保				
	クロスコネ	ベクション					
	(他の配管	党職との連結)					
	槽周辺部は	こ槽内の水質を汚	染させるような				
	ものを置い	ていないか					
維	ポンプ室等	その清掃・整備					
	槽内のさび	が・沈渣・油・異物	・浮遊物・亀裂・				
持	水垢・塗装	長のはがれなど					
管	内部ステー	- (支柱) の状況					
П	電極棒・フ	7ロートスイッチの	り状況				
理		装置の作動状況					
	ボールタッ	プの状況					
	槽内梯子の)発錆・水垢・腐負	食の状況 ニューニー				

	副 受 水 槽 点 検 表	
副受水槽		
容量	m³	m^{3}
材質		
構造		
設置場所		
状 況		

	そ	の他	<i>(</i>)	設	備		
揚水ポンプ	揚程		m	和	数		
物外のク	揚水量			П	径		
給 水 管	材質			状	況		
防錆剤の使用	有・無	薬剤名		使用	方法	比例注入法 その他()
塩素滅菌装置	有・無	薬剤名		装置メ	ーカー		

	芽	薬剤名				(成分)
	洕	肖毒液							mg/0
 消			j	受力	々槽		高置	水槽	
113	場	易所	No. 1		No. 2	No. 1		No. 2	
毒	 放 置	1回目	時 分為		時 分から 分間放置		分から ·間放置	時	分から 分間放置
	時間	2回目	時 分z 分間 が		時 分から 分間放置		分から ·間放置		分から 分間放置
塗	当	金装							
装	場	易所							
防	<i>j</i> .	方法							
水	場	易所							
修		場。	折		原因		5	処 置	
理 及									
修理及び部品交換									
換換									

	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	前 易 水	質を	食 査	. (現場)	実施)		
			受 7	k 槽	高置	水槽	給水村	全末端
		基準	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
	遊離残留塩素	0.1 mg/l以上						
\	*結合残留塩素	0.4 mg/l以上						
清掃	色度	5 度以下						
前	濁 度	2度以下						
"	臭気	異常でないこと						
	味	異常でないこと						
	遊離残留塩素	0.2 mg/l以上						
\	*結合残留塩素	1.5 mg/l以上						
清掃	色度	5 度以下						
後	濁 度	2度以下						
	臭 気	異常でないこと						
	味	異常でないこと						
		残留塩素						
梢	产 查 方 法	色度・濁度						
		臭気・味						
;	検査実施者名							

※ 結合残留塩素は、遊離残留塩素が清掃前 0.1 mg/0未満または清掃後 0.2 mg/0未満の場合に測定する。

水質検	査(依頼者	がら別途	金依頼があっ	た場合に	記入)	
採水年月日	4	年 月	日 (	曜)	天候	
採水場所						
検査項目						
検査結果						

#### その他添付書類

- 1. 飲料水貯水槽清掃作業従事者の細菌検査成績表
- 2. 受水槽・高置水槽の清掃前後の写真

#### 窓口・問い合わせ先

#### 建築物事業登録に関する窓口・問い合わせ先

東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生係

所在地:〒169-0073

新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

電 話:03-5937-1058 FAX:03-5937-1099

URL: http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/

(検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索)



- ※ JR 中央·総武線 大久保駅 北口 徒歩約 10 分
- ※ JR 山手線 新大久保駅 徒歩約 15 分

登録番号(27)13

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」 建築物事業登録営業所講習会資料

平成27年9月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター広域監視部

建築物監視指導課建築物衛生係

新宿区百人町三丁目24番1号 東京都健康安全研究センター 本館2階

電話番号 03-5937-1058 (直通)

印 刷 有限会社雄久社

世田谷区世田谷一丁目 2 4 番 7 号 電話番号 0 3 - 5 4 5 1 - 7 0 3 0

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ リサイクルできます。